

松原市人権施策基本方針

～ 人権施策を総合的に推進していくために～

目次

はじめに

第1章 人権施策をめぐる状況	2
1. 人権施策の取り組み	2
(1) 国内外の人権尊重の取り組み	2
(2) 大阪府の人権尊重の取り組み	3
(3) 松原市の人権尊重の取り組み	3
第2章 人権施策の基本的な考え方	5
第3章 人権施策の基本方向	6
1. 人権意識の高揚を図るための施策	6
(1) 基本的な視点	6
(2) 施策の方向	7
2. 人権擁護に資する施策	8
(1) 基本的な視点	8
(2) 施策の方向	9
第4章 取り組むべき主要課題とその解決にむけて	11
(1) 同和問題の解決にむけて	11
(2) 男女共同参画社会の実現にむけて	12
(3) 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて	13
(4) 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて	15
(5) 障害者とともにユニバーサルな社会の実現にむけて	16
(6) 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて	18
(7) さまざまな人権課題の解決にむけて	19
第5章 推進体制	21
1. 庁内推進体制	21
2. 市民・企業・NPO等との連携・協働	22
用語解説	23

資料

松原市人権尊重のまちづくり条例

第 1 章 人権施策をめぐる状況

1. 人権施策の取り組み

(1) 国内外の人権尊重の取り組み

国際連合は、人権の軽視や侵害によって多くの尊い命が奪われた、20世紀の2度にわたる世界大戦への反省から、昭和23年(1948年)に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言(*1)」を採択しました。そして、その精神を「人種差別撤廃条約(*2)」(昭和40年(1965年))、「国際人権規約(*3)」(昭和41年(1966年))などの条約に活かして、人権が保障された社会の実現のために取り組んできました。

また、その後も平和や人権を守る国際的な取り組みがますます重要になり、「女性差別撤廃条約」(昭和54年(1979年))、「児童(子ども)の権利に関する条約」(平成元年(1989年))などの23の条約のほか「人権教育のための国連10年行動計画(*4)」(平成7～16年(1995～2004年))が採択されました。それらの意義を世界に訴えるために、世界規模で人権を守る取り組みが実施されてきたことにより、人権が人類共通の普遍的文化として広く認識されるようになってきました。

しかしながら、国内外の人権状況をみたととき、世界中で人権文化を創造し、差別や人権侵害、さらには戦争をなくそうという目的は、いまだ達成されていません。

平成16年(2004年)12月10日の国連総会において、「人権教育のための国連10年」終了後の平成17年(2005年)1月から「人権教育のための世界プログラム」として、今後も人権教育の取り組みを引き継いでいくことを求める決議が採択されました。

一方、国内の人権施策について、日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と位置づけ、人間が生まれながらにしてもっている永久の権利として基本的人権を保障しています。

しかしながら、国内においても女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などさまざまな人権問題が存在します。とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題については、「同和対策審議会答申(*5)」(昭和40年(1965年))において、その解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとされ、数次にわたる「特別措置法」に基づき、かつての同和地区の劣悪な住環境等は大きく改善されましたが、今なお結婚、教育、就労などの差別事象が後を絶たず、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

以上のことを踏まえ、国際人権関連条約が次々と批准される一方、教育、啓発、人権侵害の救済などに係る施策の推進を目的とした「人権擁護施策推進法」や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(*6)」が施行されました。また、人権侵害を防止し、救済を図るための法律として「ストーカー規制法(*7)」、「配偶者暴力防止法(*8)」、「児童虐待防止法(*9)」等も整備され、実情にあわせて改正されてきました。

(2) 大阪府の人権尊重の取り組み

大阪府の人権施策については、同和問題や在日外国人問題をはじめとするさまざまな人権問題に対し、国に先駆けて「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を策定するとともに、府民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけ、日常生活や職場等で実践できるよう人権教育の推進に努めています。そして、平成10年(1998年)には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定し、一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして行政施策を展開しています。

(3) 松原市の人権尊重の取り組み

松原市においては、第三次松原市総合計画で「人権の尊重と共生社会の実現」を基本構想に位置づけるとともに、上述の国際的な潮流や、国・大阪府の法令等を遵守するなかで、平成10年(1998年)11月に「松原市男女協働参画プラン」や平成12年(2000年)9月に「人権教育のための国連10年松原市行動計画」を策定いたしました。そして平成13年

(2001年)3月に「人権教育基本方針」を策定し、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、具体的施策の推進方向を平成15年(2003年)4月には「人権教育推進プラン」の中で示しています。

さらには、人権尊重の基本理念となる「松原市人権尊重のまちづくり条例」を平成14年(2002年)1月に制定し、すべての市民の人権が尊重され、明るく住みよい信頼しあえる明日の松原の実現をめざしています。

また、さまざまな人権課題についても、「人権教育市民セミナー」「ひゅーまんフェスタ」「各種相談事業」「各種生涯学習事業」「地域国際化支援事業(外国人市民サポートネット事業)」「松原市雇用就労支援計画策定・推進」「高齢者や障害者等への福祉支援事業」など、さまざまな事業を展開しており、人権尊重に向けて積極的に取り組んでいます。

第2章 人権施策の基本的な考え方

「人権」とは、生存と自由を確保し、幸福を追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重は第1章でも明らかなように、世界的な潮流となっています。

人権について正しい理解をし、人権という普遍的文化を日々の生活のなかで創造することが、差別や人権侵害をなくし、さらには地球的規模で進む環境問題や世界平和の問題を解決することにもつながります。

「松原市人権尊重のまちづくり条例」は第1条で、「すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、「**すべての市民の人権が尊重され、明るく住みよい信頼しあえる明日の松原の実現**」を謳っています。そこで、この条例の基本理念を具体化するために、

市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、誰もがその個性や能力をいかして共に暮らすことのできる、人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づくまち

の実現を目標に人権施策の推進に努めます。

第3章 人権施策の基本方向

松原市人権尊重のまちづくり条例第2条の「人権尊重のまちづくりに必要な施策」は、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に示されている人権施策、すなわち、「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」に分けてそれぞれの概念、内容を明確にし、人権の視点から点検しながら、「大阪府人権施策推進基本方針」に沿って推進します。

1. 人権意識の高揚を図るための施策

市民一人ひとりが、人権の意識や価値についての理解を含め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・人権啓発を行うとともに、市民の主体的な活動を促進します。

(1) 基本的な視点

市民が社会生活を送るうえで、主体的に身につけておくべき基本的な社会ルールとして、互いの尊厳と権利を尊重することの大切さを理解すること。

市民が、日本国憲法や人権関連諸条約上の人権の理念や内容を深く理解し、自らの生活や活動の中で具体的に活かす態度や問題解決能力を身につけること。

市民が異なる文化・価値観を持った人々との出会いや交流を通じ、豊かな人間関係を結ぶことにより、偏見や無理解をなくし、多様性を認め合う価値観を身につけること。

人権意識の高揚を図るための施策は、市民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわることから、市民の自主的・自発的な取り組みを促すことを基本にすること。

地域社会やNPO(*10)等が、主体的に自己実現をめざす個人の活動の場となり、また、それらの活動が人権意識の高揚に役立つようにすること。

市民が身につけた人権尊重の態度を日常生活や職場等のさまざまな場において実践できるようにすること。

(2) 施策の方向

人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は、家庭、学校園、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて、推進していく必要があります。なかでも、人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要です。

したがって、幼少期から生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールを醸成し、豊かな情操や思いやりをはぐくみ、お互いを大切にする態度と人格の育成をめざす人権の基礎的教育に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすと考えられます。

このため、人権啓発や同和教育をはじめとする人権教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を学校園、職場、地域などで一層充実させるとともに、知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換が図られるよう工夫します。特に、人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある市職員、教職員、医療関係者、消防職員、福祉関係者等は、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、さらに、人権研修の充実を図ります。

人権教育の指導者の養成

市民が、日頃から人権問題について考え、自主的・自発的にその解決に取り組むことが重要であることから、市民の身近なところで人権教育に取り組む指導者を養成し、効果的に人権教育・人権啓発を推進し

ていきます。そのために人権教育に関する諸機関との連携に努めます。

市民の主体的な活動の促進

多様な文化や価値観を大切にしよう豊かな人権文化を創造するためには、市民の自主的・主体的な取り組みを促すとともに、地域においてさまざまな人々がふれあい、交流する機会を増やし、相互理解を促進することが重要です。このため、NPOや企業等による人権教育や市民の交流・相互理解のため、自主的・主体的な活動を促す環境づくりに努めます。

人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育・人権啓発は、行政のみならず、NPO・企業・学校園などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会を通じて実施されることにより効果を高めるものです。このため、各実施主体に対して必要に応じて人権教育・人権啓発についての知識、手法や講師・教材、あるいは活動事例等についての情報などが適切に提供され、育成できるよう人権教育に関する情報収集・提供機能等の充実に図ります。

2. 人権擁護に資する施策

市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するとともに、人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に対して、大阪法務局や大阪府等の関係機関と連携して、救済・予防の促進・支援に取り組みます。

(1) 基本的な視点

人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう、支援をしていくこと。

市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みを尊重し、促

進していくこと。

人権にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決方策について身近に相談できるようにしていくこと。

人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に、迅速に適切な保護・救済を実施できるようにしていくこと。

人権侵害を予防するための取り組みを実施していくこと。

(2) 施策の方向

市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手だてを探し、選択肢を提示し、助言や援助などの支援を受けながら主体的に判断し、解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供していきます。さらに市民が自己実現を図ることができるよう支援するための情報提供や自らエンパワメント(*11)するための施策を推進します。

総合的な相談体制の整備

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

現在、松原市においては、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談や大阪府の補助事業による人権相談をはじめ、総合生活相談や女性相談など、所管ごとにそれぞれ相談事業を実施しています。

しかし、人権にかかわる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、相談窓口では、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応が必要になってきます。そのため、関係機関の

協力を得て、人権にかかわる施設の相談機能やネットワークの充実、相談員等の資質の向上を図ります。

人権救済・擁護システムの構築

自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関と連携することにより、事案に即して柔軟に対応していきます。

松原市においては、自立生活を営むうえで援助を必要とする市民を支援するため、人権施策、高齢者福祉施策、障害者福祉施策など、さまざまな施策を実施することにより、市民の人権擁護や人権侵害の予防を図っています。

また、人権侵害が発生した後の被害者救済については、早急なる法制度の整備が重要ですが、現在は、裁判所による救済のほか、労働問題等の一定の分野における裁判外紛争処理制度等により、対応が図られています。

したがって、人権にかかわる相談窓口とこうした個別の専門機関との連携のもとで、救済策を講じつつ、市民の人権が適切に守られる仕組みづくりを検討することとあわせて、NPO等の行う援助活動とも連携を図っていきます。

なお、人権問題にかかわる紛争処理については、現行制度では、国の事務となっており、法務省の人権擁護機関が重要な役割を果たしているところですが、国における法制度の動向も注視しながら、実効性、独立性のある人権救済機関が設置されるよう、大阪府を通じて国へ働きかけていきます。

第4章 取り組むべき主要課題とその解決にむけて

人権の課題はさまざまな要因を含んでおり、個別の領域だけでなく複数の領域におよび、多様化・複雑化しています。それぞれの施策を関連させ、総合的に推進し、これらの人権課題の解決に取り組みます。

(1) 同和問題の解決にむけて

同和問題の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

同和問題は、日本社会の歴史的身分階層構造などに基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ生存権と生活権を脅かされた人権問題です。

現在においてもなお著しく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、深刻にしてかつ重大な人権問題です。その解決は、国民的課題であるといわざるをえません。

数次にわたる国の「特別措置法」や「大阪府同和対策審議会答申」に基づき、同和地区の生活環境の整備や同和地区出身者の自立促進を図るため、同和地区及び同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業を集中的に展開してきた結果、かつての同和地区の劣悪な状況は、大きく改善されました。

しかし、平成12年(2000年)度到大阪府が実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」では、教育・就労・結婚問題等の課題が残されているとともに、部落差別事象も後を絶たないなど差別意識の解消が十分に進んでおらず、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

松原市の同和地区においても、環境や生活向上等の実態的差別は大きく改善されましたが、教育・就労・結婚問題などの課題のほか、来住者の割合、特に高齢者単身世帯や低所得者層の比率が高い状況にあります。また、母子・父子世帯についても同様に比率が高く、現在、社会が抱えるさまざまな問題が集中的に現れています。また今なお、忌避意識も存在し、

同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

松原市では、昭和 44 年 (1969 年)「同和対策事業特別措置法」に基づき住環境改善のほか保健衛生・医療・福祉・教育等の改善事業に取り組んできました。さらに、社会的・経済的に再び格差が生じることのないよう同和問題を人権問題という本質からとらえ、これまでの成果が損なわれることのないよう、平成 12 年 (2000 年)9 月に「人権教育のための国連 10 年松原市行動計画」を策定し、平成 14 年 (2002 年)1 月には「松原市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。そして条例に基づき、市民の一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、さまざまな人権問題について自らの問題として積極的に取り組み、差別のない、すべての市民の人権が尊重されるまち・松原を目指しています。

「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」という大阪府の同和対策審議会答申の基本認識に沿って、これまで実施してきた施策の成果を踏まえ、同和問題の完全解決を図るため、今後も残された課題やニーズの把握に努め、一般施策を効果的に活用しながら総合的に人権施策を進めます。

(2)男女共同参画社会の実現にむけて

女性も男性も、ともにいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現をめざし、「男女共同参画社会基本法」や「松原市男女協働参画プラン」に基づき、より一層の取り組みを進めます。

わが国では、昭和 50 年 (1975 年)の「国際婦人年」に続き、昭和 60 年 (1985 年)に日本も批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)にともない、「男女雇用機会均等法」等の整備が進められてきました。

さらに、平成 7 年 (1995 年)到北京で開催された第 4 回世界女性会議では世界 189 カ国約 5 万人が参加し、女性が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に本来持っている力を発揮するエンパワーメントの推進が提案され、これを受けて平成 8 年 (1996

年)に「男女共同参画 2000 年プラン国内行動計画」が策定されました。また、平成 11 年 (1999 年)には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の法整備が順次図られてきました。

松原市では、昭和 61 年(1986 年)以来、女性の人権に関わる問題解決のための諸活動を行っており、平成 7 年 (1995 年)には、松原市女性政策推進組織を発足して、「男女平等に関する住民意識調査」を行い、行動計画策定の基礎資料となる報告書を作成しました。これを受けて平成 8 年 (1996 年)に「女性政策審議委員連絡会議」を設置し、平成 10 年 (1998 年)に「松原市女性行動計画への提言」を基にして、「松原市男女協働参画プラン」の策定を行い、このプランの推進に向け 4 つの重点課題、14 の主要課題、31 の課題を解決すべく、実施すべき施策として 117 の施策を掲げ、庁内で横断的に取り組んでいるところです。

また、労働や子育て等に関する問題のほかセクシャル・ハラスメント(*12)やドメスティック・バイオレンス(*13)、ストーカー行為が年々増加、深刻化しており、女性の抱えるさまざまな悩みに対応するため、警察や各種相談機関とも協力して、女性相談事業を実施したり、講座・セミナーを開催して啓発事業にも取り組んでいます。

今後も男女共同参画社会基本法の基本理念や松原市男女協働参画プランに基づき、庁内全体で男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び市域の特性に応じたその他の施策を策定し、進捗状況を見ながら見直しや「男女共同参画条例」の制定も含めて検討を行い、男女共同参画社会の実現をめざし、より一層の取り組みを進めます。

(3)子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

子どもの人権が尊重されるよう施策を推進し、子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりに努めます。

国連が、平成元年 (1989 年)11 月の国連総会において、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という包括的権利を子ども

に保障した「児童(子ども)の権利に関する条約」を採択したことを受けて、わが国もこの条約を平成 6 年(1994 年)に批准しました。この条約の趣旨にのっとり、家庭、学校、地域において、権利を行使する主体である子どもが、一人の人間として尊重され、すべての子どもが充実感や存在感をもち、自らの夢と希望の実現に努めることができるよう支援していきます。

しかし、家庭、学校、地域などでは、「仲間はずし」や「ことば」・「暴力」等による「いじめ」、「体罰」、「不登校」や「自殺」等深刻な社会問題になっています。また、児童虐待や幼い命が奪われるという悲惨な事件も発生し、子どもの健やかな成長が阻害される状況も顕在化しています。

国において平成 12 年(2000 年)には「児童虐待防止法」が制定され、その後においても「児童虐待の定義の見直し」「国及び地方公共団体の責務」「通告義務の拡大」等について改正されました。また、大阪府では、「児童虐待防止法」に先がけ地域の関係機関によるネットワークシステムの構築など虐待相談に対応するための様々な取り組みを行っていましたが、虐待によって最終的に死に至るといふ悲劇的な事件も発生いたしました。そして、二度と同じような事件を起こさないために、事件の検証と今後の具体的な対策の検討として平成 16 年(2004 年)3 月にまとめられた大阪府児童虐待問題緊急対策検討チームからの「子どもの明日を守るために」～児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言～を真摯に受け止め、施策の具体化などの取り組みがなされています。

松原市では、保護者への各種講座やセミナーの開催のほか、平成 14 年(2002 年)に策定された「松原市子ども育成計画」では、子どもの人権を大切に作る環境づくり　子どもの健やかな成長支援　子育て家庭への社会的支援　子どもの豊かな個性を育む環境づくり　子どもが元気で伸びのび育つ環境づくりの基本目標を掲げて推進するとともに、松原市児童虐待問題連絡会議、松原市子育て支援ネットワーク連絡会議も立ち上げ、市民や関係団体等の協力も得ながら積極的かつ重層的な取り組みを行っています。

また、平成 13 年(2001 年)に策定された「松原市人権教育基本方針」では、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、積極的な推進を図っています。平成 15 年(2003 年)には、「松

原市人権教育推進プラン」が策定され、人権教育を人権及び人権問題を理解する教育、教育を受ける権利の保障、人権が尊重された教育の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進していきます。

児童虐待だけでなく、あらゆる権利侵害から子どもを守るために、より一層、子どもの権利擁護のための取り組みを強化し、子どもたち一人ひとりが権利を行使する主体として、その人権が尊重され、人間性、創造性を豊かに、また、健やかに育ち、子ども自身の利益が尊重される環境づくりをめざして、児童・生徒の学習活動等を支援できる教育環境づくり(子どもの育つ力)の推進や子どもが安心して育つ家庭環境の充実(家庭の育む力)に向けた幅広い支援の実施、また、地域の教育コミュニティづくり(地域社会の支える力)の推進等に総合的かつ積極的に進めます。

(4)生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

すべての高齢者がいきがいをもって、個人としての尊厳を大切にされる社会をめざして、効果的に事業を進めます。

わが国では、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、平成 27 年(2015 年)には、4 人に 1 人が 65 歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。このような状況のなかで、平成 11 年(1999 年)の「国際高齢者年」、平成 12 年(2000 年)4 月からの介護保険制度の導入、同年 6 月の「社会福祉事業法」の抜本的改正等があり、高齢者福祉をめぐる動きは、著しく変遷しています。このように、著しく高齢化が進むなかで介護に関する諸問題や孤独死、虐待のほか、年金、医療、雇用等の高齢者施策に関するさまざまな問題が発生しています。

松原市においても、平成 17 年(2005 年)1 月 1 日現在の高齢者人口の割合は、18.04%と増加しています。しかし、高齢者を一律に退職世代や弱者・要介護の対象者とみなすことは、人権問題のみならず、高齢者の自立と尊厳を損なうことにもなりかねません。すべての世代のための社会を目指して、高齢者のマンパワー(*14)を活用し、高齢世代間や高齢世代と現役世代との支え合いなど、すべての世代がともに参加できる社会の

構築が重要になってきます。

松原市では、平成 15 年 (2003 年)に人生の喜びをともに支える福祉のまちづくりを基本理念とする「松原市老人保健福祉計画」、「松原市介護保険事業計画」が策定され、地域の高齢者ケアシステムとセーフティネット(*15)の構築 多様なニーズに対応できるサービスの充実 健康づくりと介護予防対策の充実 ユニバーサルデザイン(*16)に基づくまちづくりの推進に取り組んでいます。

今後は、「松原市老人保健福祉計画」、「松原市介護保険事業計画」に基づき保健・福祉の連携体制や関係団体の協調体制のもと、全ての高齢者が生きがいをもって、個人としての尊厳を大切にされる社会をめざして、効果的な事業展開を図り実現に努めます。

(5)障害者とともにユニバーサルな社会の実現にむけて

障害者の人権尊重に取り組み、すべての人が等しく自己実現を図れるまちづくりをめざします。

障害者の人権について国連は、昭和 56 年 (1981 年)の「国際障害者年」に続き、昭和 58 年 (1983 年)から平成 4 年 (1992 年)までを「国連・障害者の 10 年」として、障害者の「完全参加と平等」の実現を目指してきました。

わが国においては、平成 5 年 (1993 年)に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」を施行し、この実施計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション(*17)7 カ年戦略～」が平成 7 年 (1995 年)に策定され、障害者施策の整備やホームヘルパーの増員などの保健福祉サービスの具体的な整備目標が定められるとともに、障害者雇用の推進やバリアフリー化の促進等、総合的な障害者施策が講じられることとなりました。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が平成 14 年 (2002 年)に改正され、事務の一部が大阪府から市町村に移譲されました。大阪府においては、平成 6 年 (1994 年)に「“ふれあい おおさか” 障害者計画・新大阪府障害者計画 すべての人が平等に暮らせる社会を目

指して」が策定されています。

松原市の障害者施策についても、一貫した福祉施策の推進、障害者福祉の計画的推進に努めていく必要があるとの認識のもとに、平成 10 年（1998 年）7 月に障害者の自立と社会、経済、文化等あらゆる分野の活動への参加を促進し、障害者の社会への完全参加と平等を目標に掲げた「松原市障害者計画」を策定しました。本計画では、あらゆる障害者を含むすべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことが可能になることを意味する「ノーマライゼーション」の理念と、障害者が単に動作機能を回復するだけでなく、人間としての尊厳を全うし、生きがいを持って社会に参加することを意味する「リハビリテーション(*18)」の 2 つの理念をもって推進してきました。この計画の中間年にあたる平成 15 年(2003 年)度には、全庁的に障害者施策の調査や当事者へのアンケート等を実施しました。平成 16 年(2004 年)度以降は過去 5 年間の施策や大阪府の「第 3 次大阪府障害者計画」を受けて、現在、大きな流れの過渡期にある障害者の自立と社会参加について、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、新たな施策の創設や見直しにより、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。また、平成 15 年(2003 年)度より障害者福祉は措置から利用契約方式に制度改正され、障害者の主体的意志に基づきサービスが選択されるようになり、障害者福祉の世界は大きな変革をとげています。

今、現実の障害者の生活を考えるとき、社会参加を阻害している現象は存在し、暮らしにくさを体験することが多々あると指摘され、平成 16 年（2004 年）6 月に障害者基本法の一部が改正されたところです。

すべての人が等しく自己実現を図れる生活、ユニバーサルデザインのまちづくりにむけて、今後も、「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」、「障害の特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」という 4 つの横断的視点にたち、大阪府との連携を密にし、在宅福祉の充実に取り組むとともに、過去の実績が損なわれることのないよう障害者の人権尊重に取り組みます。

(6)外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

文化・生活習慣・ことば等のちがいを認め合い、外国人市民とともに地域で暮らしていけるまちづくりの推進を図ります。

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達は、地域間の情報交流を活性化させ、国際的な相互の依存関係を深めています。各地域においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、外国人との共生は地域社会にとって切り離せない関係になっています。

大阪府における外国人登録者数は、135カ国20万人を超えています。留学、研修、結婚、仕事など、理由や期間はさまざま、歴史的経過により数世代にわたって生活している人もいます。そのうち韓国・朝鮮籍、中国籍、ブラジル籍の人が約19万人(約90%)を占めています。

松原市においても、中国籍、韓国・朝鮮籍、ブラジル籍など20カ国を超える約1,420人の外国人市民の方が生活しています。しかし、経済のグローバル化・国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。

松原市では、このような状況の中で、国際交流を推進する関係団体の活動支援をはじめ、さまざまな分野で市民参加の交流機会の充実を図り、国際感覚豊かな市民意識を育み、地域レベルでの国際化を図るため、国際交流事業や語学学習事業等を実施しています。また、在日外国人教育についても、在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、在学(園)している歴史的経緯や社会的背景の正しい認識を広めるとともに、諸外国の異なる文化や習慣等を理解し、交流を通じて国際的な視野を広げ、国際友好・親善・協調の態度を育成する取り組みを行っています。

また、平成14年(2002年)には、関係団体と協働で「松原市人権尊重のまちづくり条例」の理念により、すべての人権が尊重され、明るく住み良い明日の松原の実現のため、在日外国人市民通訳サポートニーズ調査事業を実施し、平成15年(2003年)度より翻訳・通訳の外国人サポート業務に取り組み、成果をあげています。

今後は、人権尊重の意識高揚と啓発活動の充実、国際理解教育の推進、外国人市民に対する生活支援や多文化共生社会の推進など、文化、生活習慣、言葉などのお互いの違いを認め合い、共に地域で暮らしていけるまちづくりをめざし、更なる取り組みを進めます。

(7)さまざまな人権課題の解決にむけて

H I V (*19)感染者、ハンセン病(*20)や結核等の感染症にかかった患者や回復者の人権問題、インターネットを悪用した人権侵害の問題、ホームレスの人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、アイヌの人々の人権問題、性的マイノリティーとされる人々の人権問題等々、これらのさまざまな人権の課題について、正しく理解されることによって、偏見が解消され、人権が尊重されるよう、その解決に努めます。

H I V感染者、ハンセン病や結核等の感染症にかかった患者や回復者が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、職場からの迫害、入園・入学や登園・登校の拒否、医療現場における差別、プライバシーの侵害を受ける等さまざまな人権問題が発生しています。

こうした中、H I V感染者については、正しい知識の普及、検査・医療体制の充実、相談・指導体制の充実及び2次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進が重要であり、プライバシーの保護と人権の保障に取り組めます。

また、ハンセン病問題については、「らい予防法」が廃止されるまで、患者を療養所へ隔離する政策などがとられるなど、患者の方々やその家族に対する偏見と差別が長い間続いてきましたが、正しい知識と理解が不可欠であり、国民一人ひとりがこの問題を真摯に受け止め、過去の歴史に目を向け、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及や啓発の推進に努めます。

インターネットを悪用した人権侵害については、近年急増しています。その匿名性、情報発信の容易さから、差別を助長する表現や有害な情報の掲載等人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。悪質な事案に対

しては、発信者が特定できる場合は、本人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、特定できない場合は、当該情報等の停止や削除など「プロバイダー責任法(*21)」の遵守などにより適切な対応をします。同時に、こういった電子空間での人権侵害行為に対する規制や啓発については国あるいは国際的な対策が必要であり、機会を捉えて要望等を行います。

長引く景気の低迷によりホームレスが急増し、深刻な社会問題となっています。これは、失業や疾病等が大きな要因になっていることが多く、社会的・経済的に孤立する人に対して社会福祉制度がこれらの問題に十分対応されていない状況にあります。また、当事者の人権までも否定する偏見や風潮が生まれ、暴行を受ける等の問題も発生しています。今後は、平成14年(2002年)施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を十分理解し、自立に向けた支援等の施策を実施し、同時に、啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決に努めます。

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、捜査や裁判での精神的・時間的な負担と過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉毀損等の精神的苦痛を強いられ、2次的な被害も受けている人権問題が発生しています。

刑を終えて刑務所から出所した人は、周囲の偏見から就職、住居の確保が困難なうえ、犯罪者の家族まで偏見や差別的な扱いを受ける場合があります。偏見にとらわれず、社会復帰した人を温かく迎え入れる必要があります。

その他、アイヌの人々、性同一性障害などの性的マイノリティー(*22)とされる人々に対する偏見や差別意識、また、拉致問題や遺伝子情報(*23)の管理など人権課題として広く認識されるようになりました。

これらの様々な人権課題について今後とも人権尊重の視点から、議論を深め、その解決に努めます。

第5章 推進体制

以上に提示した、人権尊重の基本理念を基礎に据えた行政施策を展開するとともに、前述の基本方向に沿った人権施策を着実に推進するため、具体的な推進計画を策定し、適切な進捗管理を行います。

また、社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権課題が生じた場合、これに的確に対応するため、必要に応じて、基本方針の見直しを行うこととします。

1. 庁内推進体制

松原市では、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、さまざまな人権課題に対応するため、各所管での取り組みのほか、全庁横断的な施策を推進しています。今後、ますます多様化・複雑化することが予想される人権問題は、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・人権啓発を推進する必要があると、職員に対する研修はもとよりあらゆる場で多様な機会が提供されることが必要です。また、市民が日常生活において人権尊重と差別を許さない態度や行動を身につけるためには、具体的・実践的な手法による取り組み、人権に関する人材養成や既存の各種推進体制の効果的かつ機能強化を図るための機構等を見直し、人権に関する関係団体とより一層の連携を深めて啓発活動を推進していきます。

一方、市職員は、一般行政、福祉関係、教育関係、医療関係など、職務上、市民の人権に深く関与することが多く、鋭敏な人権感覚が求められています。特に、相談業務、窓口業務や福祉業務、まちづくり業務等で市民と接触する機会の多い職員に対しては、人権問題に対する正しい理解と認識をもち、人権意識の高揚と実践のための研修を積極的に推進する必要があります。そのため、職員の人権研修は、様々な形態での研修の充実を図り、さらに実質的な効果を高めていきます。

また、職員で組織されている「松原市人権啓発推進会議」についても人権啓発事業の推進等に取り組んでいるところですが、今後は、組織や事業の拡充を図るなど、更なる組織の活性化に努めます。

2.市民・企業・NPO等との連携・協働

松原市では、今後も、人権に関する関係団体との連携を図り、「ひゅーまんフェスタ」等さまざまな啓発事業に取り組みます。

企業においては、雇用者に対して人権尊重と人権教育の意義を啓発・普及するとともに、企業内における自主的な活動を促進するための支援を行っていきます。

また、人権尊重の市民意識を高めていくためには、公的機関はもとより人権に関する関係団体等の果たす役割は多大であり、市の協力機関として相互に連携・協働を深めていきます。

用語解説

(*1) 世界人権宣言 P.1

昭和 23 年 (1948 年)12 月国際連合第 3 回総会で採択されました。

前文と 30 ヶ条からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

(*2) 人種差別撤廃条約 P.1

昭和 40 年 (1965 年)12 月に国連総会において採択された条約。

この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

(*3) 国際人権規約 P.1

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和 54 年 (1979 年)9 月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A 規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B 規約)および選択議定書から成り立っています。

(*4) 人権教育のための国連 10 年松原市行動計画 P.1

国連は、平成 7 年 (1995 年)~平成 16 年 (2004 年)までの 10 年を「人権教育の国連 10 年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成 7 年 (1995 年)12 月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成 9 年 (1997 年)7 月には国内行動計画がとりまとめられました。

この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同

和問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下の平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

松原市においては、平成 12 年 (2000 年)9 月に策定された「人権教育のための国連 10 年松原行動計画」により、誰もが個人として等しく人権が尊重されるまちづくりを目指しています。

(*5) 同和対策審議会答申 P.2

同和問題解決のため昭和 35 年 (1960 年)内閣総理大臣の諮問機関として、同和対策審議会が設置されました。約 4 年の審議を行い昭和 40 年 (1965 年)8 月に答申が出されました。

その中で、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

(*6) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 P.2

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を人権に満ちた社会を創造することを目標とする教育活動で、人権啓発を国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発研修、講演、映画、ワークショップ等定義されています。

(*7) ストーカー規制法 P.2

平成 12 年 (2000 年)5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する (ストーカー規制法)」が成立しました。

特定の人物に対して「つきまとい・面会の要求・無言電話」等、反復して行うことも「ストーカー行為」として、規制の対象となっています。

(*8) 配偶者暴力防止法 P.2

平成 13 年 (2001 年)10 月に施行されました。配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、被害者を保護する法律です。保護命令には、暴力を振るう配偶者が被害者に近づくことを禁じる接近禁止命令と、加害者を一定期間立ち退

かせる退去命令があります。

平成 16 年 (2004 年)12 月に改正法が施行され、「配偶者からの暴力」の定義を身体に対する暴力同様、精神的暴力・性的暴力も対象となるように拡大するとともに、配偶者に限った保護の対象を離婚した元配偶者と子どもに、また退去命令期間も 2 ヶ月に拡大されました。

(*9) 児童虐待防止法 P.2

平成 12 年 (2000 年)5 月に成立した法律です。「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする」とした法律で、平成 16 年 (2004 年)4 月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

(*10) NPO P.6

Non Profit Organization(非営利組織)の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織(特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)があります。

(*11) エンパワーメント P.8

「人間はみな生まれながらにしてかけがえのない個性、感性、生命力等さまざまな素晴らしい力を持っている」と信じることから出発する考え方。

一人ひとりが自分の大切さ、自分を肯定する心を持って、自己を否定する要素を取り除き、私たち一人ひとりの誰もが潜在的に持っているパワーや個性を生き生きと息吹かせることをいいます。

(*12)セクシャル・ハラスメント (セクハラ) P.1 2

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、力関係で強い立場にある側が弱い側に対して行うことが多く見られます。

一般的には雇用の場などで、性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」を指し、改正男女機会均等法(平成11年(1999年)4月施行)では、セクシャル・ハラスメントに対する事業主の配慮義務が初めて盛り込まれています。

(*13)ドメスティック・バイオレンス (DV) P.1 2

家庭内、家族内暴力。および配偶者や恋人など親密な関係である(あった)者に対する身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などに分けられています。

(*14)マンパワー P.1 4

人的資源のことをいいます。

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称を社会資源といい、その中の人的資源のことをいいます。

(*15)セーフティネット P.1 4

困難な状態に陥った時に援助したり、そのような事になる前に防止する仕組みまたは装置を意味しています。

社会保障には社会的セーフティネットの役割があり、これがあることにより、人生の危険を恐れず、いきいきとした生活を送ることができます。

(*16)ユニバーサルデザイン P.1 4

能力あるいは障害などのレベルにかかわらず、最大限可能な限り、誰もが公平に自由に無理なく使用できるように、環境や製品をデザインすることをいいます。

(*17) ノーマライゼーション P.15

障害者などのハンディキャップのある人を特別に扱うのではなく、身近な地域社会で自分らしく暮らすことができるよう、日常生活の中で共に助け合っていくという考え方です。

(*18) リハビリテーション P.16

本来は、復権、回復、復興または再適合の意味であり、障害者が社会へ再適合できるようという思いが込められています。今日では、全人間的復権を理念として、障害者が身体的・精神（心理）的・社会的・経済的・職業的に可能な限りの回復をはかる過程であると定義しています。

(*19) HIV P.17

HIV は、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、HIV への感染によっておこる病気をエイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)といいます。

一般的にウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染が HIV の感染経路とされています。免疫機能が低下し、免疫不全をおこす病気ですが、感染力は非常に弱く、HIV についての正しい知識をもつことや、差別・偏見をなくすことが重要です。

(*20) ハンセン病 P.17

ハンセン病は“らい菌”によって起こる病気です。

感染力は極めて弱く、医学の進歩により、治療薬も開発され、早期に発見され治療されれば、後遺症も全く残さず治る病気です。

かつてのあやまった隔離政策等によって、今も大きな人権課題になっています。

(*21) プロバイダー責任法 P.18

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため平成 13 年 (2001 年)11 月に制定されました。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関

する法律」で、「プロバイダーの損害賠償責任」を情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークの情報表現の自由に配慮しています。他方では、自己の権利を侵害されているとする者が発信者情報の開示を請求することができる権利についても定めたものです。

(*22)性的マイノリティー P.19

同性愛者、性同一性障害（生物学的な性別と精神的な性別が一致しない状態で悩み苦しむ事）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々など性的少数者のことをいい、一人ひとりの人格を認め合い理解をすることが求められています。

性同一性障害については、平成16年（2004年）7月より、「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす性同一性障害者が家庭裁判所の審判で許可を得れば性別の変更が認められるようになりました。

(*23)遺伝子情報 P.19

生物が自己と同じ物を複製するために、細胞から細胞へ、親から子へ伝えている情報で、DNAの塩基配列に符号化しています。生物はそれぞれ、数千種類から数万種類の蛋白質で作られています。ヒトでは3~5万種類位といわれています。

遺伝子情報の内容は、主としてこれら蛋白質をつくるための情報（蛋白質の設計図）と、どの蛋白質をいつ、どこで、どれだけ、作るかという発現制御の情報から成り立っています。

松原市人権施策基本方針

平成17年(2005年)3月発行

松原市総務部人権文化室

〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

072-334-1550